

(情) 第9号

原議保存期間30年：令和30年01月29日まで

平成18年2月15日

本部各部課長  
各警察署長 殿

三重県警察本部長

三重県警察における情報セキュリティ監査実施要領の制定について（例規通達）

改正 平26（情）第20号、平30（情）第2号、令3総発第55号

三重県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第13号）第7条に規定する警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査について、別添のとおり「三重県警察における情報セキュリティ監査実施要領」を定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

## 別添

### 三重県警察における情報セキュリティ監査実施要領

#### 1 目的

この要領は、三重県警察の情報セキュリティに関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第13号）第7条の規定に基づき、三重県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）が実施する三重県警察における情報セキュリティ監査に関して必要な事項を定めるものとする。

#### 2 監査の種類

監査の種類は、通常情報セキュリティ監査（以下「通常監査」という。）及び特別情報セキュリティ監査（以下「特別監査」という。）とする。

#### 3 通常監査

##### (1) 通常監査の実施

委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、警察本部の課、隊、科学捜査研究所及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）に対し、年に1度、警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティの維持の状況について、通常監査を実施するものとする。

##### (2) 通常監査の実施計画

- ア 委員長は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定めるものとする。
- イ 前記アの実施計画は、通常監査の対象となる所属、監査項目、実施要領等について定めるものとする。

##### (3) 監査官等の指名等

- ア 委員長は、通常監査の対象となる所属における警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行わせるため、委員会の評価班長（三重県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（例規通達・平成17年4月7日（情）第19号。以下「運営要綱」という。）別添の3(2)に規定する者をいう。）又は委員会の評価班員（運営要綱別添の3(3)の規定により委員長が指定する評価班員をいう。）の中から監査官を指名するものとする。
- イ 委員長は、前記アの監査官の職務を補佐させるため、委員会の評価班員の中から監査補佐官を指名することができる。

##### (4) 委員長への報告

実地調査を終了したときは、監査官は、意見を付してその結果を速やかに委員長に報告しなければならない。

##### (5) 改善を求める事項等の通知

委員長は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認める事項を当該通常監査の対象となった所属の長に通知するものとする。

(6) 所属の長の執るべき措置

前記(5)の通知を受けた所属の長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果を委員長に報告しなければならない。

(7) 委員会への報告

委員長は、実地調査の結果、前記(5)の規定により通知した事項及び前記(6)の規定により報告を受けた事項について、年度ごとに委員会に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 特別監査の実施

委員長は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目、実施要領等を定め、特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

前記3(3)から(7)までの規定は、特別監査について準用する。